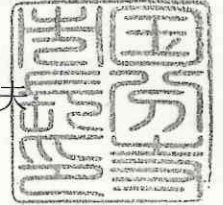


諮問第2号

令和5年1月26日

国分寺市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会  
会長 内藤孝雄様

国分寺市長 井澤邦夫



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年規則第2号）第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問します。

記

- 1 出産育児一時金の支給額について

## 諮問内容の説明

### 1 出産育児一時金の支給額について

令和4年度の本市の出産育児一時金の支給額は、420,000円となっている。健康保険法施行令の改正により、令和5年4月1日以降の出産育児一時金は、500,000円に変更が予定されていることに伴い、令和5年度からの本市の出産育児一時金の支給額改定への意見を求める。